

平成 年 月 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 年（ワ）第 号 預金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成 年 月 日

判 決

[Redacted]

原 告

[Redacted]

[Redacted]

被 告

[Redacted] 銀行

同代表者代表取締役

[Redacted]

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

同

[Redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、平成 年 月 日が到来したときは 万 円を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同じ。

第2 当事者の主張

1 請求原因

- (1) 訴外 [Redacted] (以下「A」という。) は被告との間で定期預金契約を締

結し（[■]支店・口座番号[■]），平成[■]年[■]月[■]日時点の元金は[■]万[■]円であった（以下、この定期預金を「本件定期預金」という。）。

(2) ^Aは、平成[■]年[■]月[■]日、死亡した。^Aの相続人は、別紙1のとおり、^Bの配偶者であった[■]（以下「[■]」という。）と兄弟姉妹及び甥姪10名である。

(3) ^Aの相続人である[■]（相続分64分の2）、同[■]（相続分64分の2）、同[■]（相続分64分の2）、同[■]（相続分64分の1）、同[■]（相続分64分の1）、同[■]（相続分64分の2）は、平成[■]年[■]月[■]日から同年[■]月[■]日の間に、それぞれその相続分を^Bに譲渡した。

(4) ^Bは、平成[■]年[■]月[■]日、死亡した。^Bの相続人は弟である原告と妹である訴外[■]（以下「^C」という。）である。

(5) ^Cは、平成[■]年[■]月[■]日、その相続分を原告に譲渡した。

(6) 本件定期預金の満期日は平成[■]年[■]月[■]日であり、その時の元利金は[■]万[■]円である。

(7) 原告は、平成[■]年[■]月[■]日の本件口頭弁論期日において、被告に対し、本件定期預金契約を解約するとの意思表示をした。

(8) よって、原告は、預金契約の払戻請求として、被告に対し、本件定期預金の満期日である平成[■]年[■]月[■]日が到来したときに、本件定期預金債権のうち原告の相続分（64分の58）である[■]万[■]円を支払うことを求める。

2 請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1)のうち、被告の[■]支店に[■]名義の定期預金口座（口座番号[■]）が存在すること、この定期預金(本件定期預金)の平成[■]年[■]月[■]日時点での元金が[■]万[■]円であることは認め、その余は不知。

(2) 請求原因(2)のうち、^A [redacted] が死亡したことは認め、その余は不知。

(3) 請求原因(3)は不知。

(4) 請求原因(4)は不知。

(5) 請求原因(5)は不知。

第3 当裁判所の判断

1 当事者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨によれば請求原因(1)の事実を認めることができる。

2 当事者間に争いのない事実及び証拠(甲2～14〔枝番を含む。〕)によれば、請求原因(2)の事実を認めることができる。

3 証拠(甲16～21〔枝番を含む。〕)によれば、請求原因(3)の事実を認めることができる。

4 証拠(甲15の1～8)によれば、請求原因(4)の事実を認めることができる。

5 証拠(甲22の1及び2)によれば、請求原因(5)の事実を認めることができる。

6 当事者間に争いのない事実及び証拠(乙1)によれば、請求原因(6)の事実を認めることができる。

7 請求原因(7)の事実は、当裁判所に顕著である。

第4 結論

以上によれば原告の請求は理由があるのでこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第 [redacted] 民事部

裁判官 [redacted]

これは正本である。

平成 年 月 日

さいたま地方裁判所第 民事部

裁判所書記官

